

発達障がい児・者親の会 スイミー 規約

(名称・事務所)

第1条 本会は「発達障がい児・者親の会 スイミー」と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 東大阪在住者を中心とした発達障がい児・者を持つ親と当事者である子どもが、学校や社会と確かな繋がりを持ち、地域社会で豊かに暮らすための支援を実現することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 茶話会や学習会の開催。
2. 会報の発行による情報発信。
3. その他、本会の目的達成に必要な活動。

(構成)

第4条 本会は次に掲げるもので、入会を意思を表明した者をもって構成する。

1. 一般会員 障害児及びその家族。
2. 賛助会員 本会の活動を援助する個人または団体。
3. ボランティア会員 本会の活動を援助する個人または団体ボランティア。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- | | | | |
|-------|----|--------|----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 書記 | 1名 | 4. 広報 | 1名 |

(会計)

第6条 本会の会計は、利用料（1回1000円）、寄付金・その他の収入を、例会の会場費、会報の発行、茶話会費などに充てる。また、必要に応じて、別途参加費等を徴収する。

(免責)

第7条 本会は、ボランティアに協力を得ながら、細心の注意を払い事故を未然に防止することに努めるが、活動中の児童については、親が全責任を負うこととする。ボランティアの活動については、ボランティア保険に加入する。

(改正)

第8条 本規約は、一般会員の過半数の同意を得て改正することができる。

(附則)

第9条 本規約は、平成24年12月1日から発効する。